

## 論文審査の結果の要旨

氏名 槌谷智子

槌谷智子氏の論文、『石油開発と「伝統」の再構築 — パプアニューギニア、フォイの土地所有権をめぐる実践』の目的は、石油資源の開発によって引き起こされたパプアニューギニア、フォイの社会変化のメカニズムを、土地所有権を軸に解析することである。本論文のデータは、パプアニューギニア南部高地州の、低地フォイ・グループを対象に、1992年から96年にかけて、3次にわたる合計28ヶ月間の現地調査によって得られた。この中には低地フォイの住み込み調査に加えて、石油会社、シェブロンのカンパや油田施設を訪れる調査行もあった。調査方法として用いられたのは、参与観察、インタビュー、聞き取り、石油会社や裁判所の公文書等の文献閲覧である。

本論文は、序論に続く7章と結論から成る本文と、地図、図表、文献表、及び公文書等の「付録」から成る。

序論では、パプアニューギニア、低地フォイ、調査内容、などが、概観されている。第1章では、パプアニューギニアの現況と歴史的背景を記述し、石油開発が行われるまでの、歴史的、社会的な背景が説明される。特に重要な点は、パプアニューギニアでは、一般的に土地所有権は個人にはなく、出自、居住、共同活動への参加などに基づく集団にある。その土地所有集団は多くの場合、出自に基づくクランかサブクランであり、共同で土地の所有・管理・防衛を行っている。歴史的には、戦争によって土地の権利が他の集団に移ることもまれではなかった。植民地時代の土地政策では、この慣習的土地所有権が保証されていた。しかし、土地の経済的価値が認識されるようになった1970年代以降、土地をめぐる紛争が深刻なものとなり、1980年代に訴訟が頻出した。裁判所は、初期においては、その時点で土地を占有していたクランに所有権を認めたが、次第に、さかのぼって「最初の占有」を認め始めた。最初の占有が認められると、先住者であることを証明するために、土地所有権の主張に口頭伝承やクランの系譜の記憶が必須となり、神話やクランが入念に「創出」されるようになった。ここに紛争の種が潜むこととなった。

第2章では、フォイの社会を、第3章では、彼らの土地と人とのかかわりについて論じている。フォイの人にとって土地は自給自足経済の源である。ある土地を利用できるのは、そこに占有権を持つ父系親族集団、「ドバ」の成員である。しかし、実際は、ドバの成員以外の人々も共に暮らしており、彼らも、土地を保有するドバ集団の中に後見人を持つことで、土地を利用することが可能になる。このように、土地の利用は、状況

に応じて柔軟に運用されていた。また、土地は生きていく糧を獲得するためだけのものではなく、祖霊や悪霊が暮らす洞窟、河川や沼地、足を踏み入れることのできないタブーの土地など、さまざまな種類の土地がその生活世界には混在していたのである。第4章では、父系親族集団「ドバ」について分析が行われる。その結果、ドバとは、外婚単位としての厳格な規範があるものの、婚姻という事態が生起して規範の適用が起こらない限りは、その成員を特定できるものではなく、また、ドバの土地の境界も厳密に設定されてはいないことが分かった。

第5章では、石油開発プロジェクトの進行過程で生じたフォイ内部での政治闘争、それに伴った会社やアソシエーションの設立、そうした状況に対応できる若いリーダーが活躍する一方、一般の人びととリーダーとの間に生じた齟齬、について述べられる。第6章は、石油開発プロジェクト開始後、低地フォイで起きた紛争と実践の分析である。そこでは、フォイにとって「土地所有権と用益権」という概念が、開発によって生じたものであったことが見えてきた。それを論証するために、油田が試掘された土地の補償金をめぐる紛争の中で、土地所有法人としてのドバが神話や歴史の「操作」によって構築され、登録されたこと、そして、登録完了後もドバの再構成が活発に行われている詳細な事例が提出された。第7章では、まさに調査時に進行していた、新たに発見されたゴベ油田の土地所有集団として、フォイがドバの系譜や創生神話を再構成したことを検証した。そこで争われた裁判の判決文とその他の文書資料から、土地所有権を主張する、あるドバが、移住後のドバ名を名乗るのか、移住前のドバ名を名乗るのかで揺れ動いたありさまを、文書記録から詳細に検証し、裁判における判断基準と、人々が生きている実態とがズレている様子を明らかにした。

審査では、人類学において古くから議論の対象である親族出自集団をめぐって、また、開発がフォイの人々にどのように受け止められているのかについて、また、そうした「近代化」という状況に従来の「伝統と近代」、「中央と周辺」といった図式は当てはまるのか否か、といったことなどが議論された。その結果、本論文は、以下の三点において、文化人類学に対する貢献が顕著であると判断された。第一に、文化人類学の調査に困難はつきものであるが、どの基準に照らしても、厳しい自然環境であり危険とも言える社会環境の地域で、フォイの人にとっては「戦い」とも言える紛争の記録を、厚い記述として提出したことは、特筆に値する。第二に、親族研究としてのクランに関する議論はすでに低調になっているが、「開発」といった新たな、ダイナミックなコンテキストの中で再考され、興味深い事例として提出したことは、人類学のみならず、開発研究に一石を投じるものであること。第三に、「伝統と近代」といった図式によって、俯瞰する

のではなく、あくまでフォイの人々の立場に立ち、内部からの視線で、その世界に進行している事態を彼らの世界観の中からモノグラフとして活写したこと、である。

審査員からは、内部からの視線に徹するあまり、広く理論をレビューすることへの不十分さが指摘されたが、本論文の持つ価値は、十二分に高いものがあり、本論文は文化人類学の研究に対して重要な貢献をなしていると判断された。したがって、本審査委員会は、全員一致で、本論文提出者は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。